

事務連絡  
令和3年1月4日

治験依頼者 各位

国立研究開発法人  
国立精神・神経医療研究センター  
臨床研究推進部

治験における身体リハビリテーション科の費用算定について

当院で実施する治験において、身体リハビリテーション科理学療法士が実施する運動機能評価及び定量的筋力評価等、並びに評価等を実施する前に行う機器の校正等の費用については、下記のとおり、診療報酬の点数を用いて算定してきたところでございます。

今般、身体リハビリテーション科作業療法士及び言語聴覚士が治験において評価等を実施する場合の費用についても、理学療法士と同様に算定させていただきますので、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

記

1 単位：	脳血管疾患等リハビリテーション料	245 点
	早期リハビリテーション加算	30 点
	初期加算	45 点
<hr/>		
請求点数／単位		320 点

以上